

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部農村整備課 (市道上千俵牧田線残地)</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>当財産は、農林水産部の行政財産であるが農林水産部の事業には供用されていない。そのため、当財産については、合理的な理由が無い限り、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から該当所属へ所管換えを行う必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>令和 4 年 9 月 2 0 日に富山市公有財産管理規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、市道管理部局である建設部に所管替えを行った。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部営農サポートセンター</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。 富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。 所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>標示票が貼付けされていない備品については、令和 4 年 1 2 月までに貼付けを完了した。 なお、記載内容が薄くなり見えなくなってる備品が多かったことから、すぐに剥がれることが予想されるものや貼付できないものなどを除き、5万円以上の物品について、備品表示票に消えにくいような形で記入し、令和 4 年 1 2 月までに再度貼付けを実施した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。